

右及申(通)報候也

辨認

要求書

一 社費ノ件

但宜社費ヲ一ヶ月二十円トシニ百五十回迄 一回十円以六一回五円トスルコト

一 身元保証金ヲ撤廃スルコト

一 マーキー保証金ヲ半減スルコト

一 宣傳費金額会社負担ノコト

一 三格重役ハ兼任サレタシ

一 車輛使用期間ヲ滿ニテ年以テ下スルコト

一 共有金費全額即時返還ノコト

一 営業能率増進ヲ計ルコト

一 増車ハ絶対ニセサルコト

一 湯島営業所ヲ回復スルコト

一 東京駅営業所洋入車ノ車庫ヲ設置スルコト

一 中古車ニテ三主任ノ承認ヲ得タルモノハ使用差支ナシ

一 今面ノ件ニ付機務者ヲ出ササルコト

一 各結所ノ設備ヲ完備スルコト

一 必要ノ致候

昭和四年十月廿六日
ツワリング自動車株式会社
社長 高 嶺 治 造 殿